（表）

様式第3号(第6条関係)

|  |
| --- |
| 斎場使用料減免申請書兼通知書年　　　月　　　日　　出雲市長　様　　　　　　住所　　申請者　　　　　　氏名　次のとおり斎場使用料の減免を申請します。 |
| 死亡者等 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 死亡年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日　　　　 |
| 使用斎場及び使用許可年月日 | 　 | 年　　　　月　　　　日　 |
| 規定の使用料 | 円　　　　 |
| 減免の理由 | □規則第6条第1項第1号〔生活保護法の扶助を受けているため〕□規則第6条第1項第2号〔行旅病人及行旅死亡人取扱法の死亡人の引取人がいないため〕□規則第6条第1項第3号〔その他〕　　　　具体的な理由： |
| 備考 | 　 |
| 　上記申請による斎場使用料の減免については、　　□認めます。ただし、減免後の使用料は　　　　　　　　　　円です。　　□認められません。理由〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕　　　年　　　月　　　日　出雲市長 |

（裏）

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が

あるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過し

た場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年

を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認めら

れる場合があります。